

学校教育における親の教育権（三）

——ドイツにおける親会議および学校会議の法的考察——

藤 枝 律 子

目次

はじめに

第一章 学校教育における親の教育権

第一節 基本法における学校制度

第二節 学校における親の教育権と国家の教育任務（以上、二二六号）

第三節 学校における親の教育参加権の態様

第四節 参加権に関する規定

第二章 学校教育における親の集団的参加権

第一節 親の集団的参加権の根拠

第二節 親の集団的参加の展開

第三節 親の集団的参加の態様と範囲

第四節 各レベルでの参加の内容と限界（以上、二二八号）

第五節 親の協働の組織形態

第六節 集団的参加の現状

第三章 親協議会における参加の範囲と限界

第一節 ヘッセン州憲法における親の共同決定権

第二節 ヘッセン州学校法における親会議

第三節 親の集団的参加権の範囲と限界（以上、本号）

第四節 親協議会と他の学校当事者との関係

第四章 学校会議における参加

第五章 学校領域における共同決定の可能性と限界

第六章 学校制度における協働に関連する判例の展開

第七章 学校の自治における参加の可能性

第二章 学校教育における親の集団的参加権

第五節 親の協働の組織形態

（一）組織形態

一般的な学校の場合、親の協働は、二つの形態によって行われている。

一つは、学校における親代表のみによって構成される委員会の形態であり、そこにおける親の代表が学校に対して助言し、要求し、かつ、助成する。もう一つは、親と学校が、初めから一つのまとまりとして見なされる学校後援会⁽⁴³⁾の形態である。そこにおける協働権は、親代表および教員代表等によって構成される単一の委員会により行使され、場合によっては、他の教育権者によって補完されることになる。しかし、学校制度においては、この区別は理論的なものであって、実践的なものではない。親委員会は、学校の教員との有意義な協働行為の中でのみ、効果的になりうる。そのために、教員が会議に招聘されることが予定される。逆に、学校後援会の形態においても、親代表が、教員代表の会議に出席し、協議し、意見表明することを妨げられないとされる。⁽⁴⁴⁾

①親委員会システム

シユレスヴィヒ・ホルシュタイン、ヘッセン、ニーダーザクセン、ザールラント州等がこの形態を採用している。この委員会の母体は、学級の親集団にあり、学級の親集団は、親の共同体として親会議を形成する。そこで、選出された代表者が、学校親委員会を形成することになる。学級親会議においては、学級担任が参加し、助言的意見を表明することができる。教員集団、学校長もまた、参加し、助言的意見を表明することができる。また、各州

では、親委員会と並んで、生徒、教員および親によって形成される学校会議が存在する。

② 学校後援会システム

学校後援会は、学級後援会、学校長、教員集団から選出された代表により組織され、学校と家庭の教育共同体を構成する。バイエルン州では小学校、ハンブルク州では普通教育学校と職業教育学校、ノルトライン・ヴェストファーレン州ではすべての学校において学校後援会が存在する。

③ 混合形態

学級親会議、学校親委員会と並んで、学級後援会、学校後援会がある形態である。学級後援会は、学級の生徒の親と教員により、学校後援会は、学校長、教員と親協議会により構成される。⁽⁴⁴⁾

(二) 各州における親代表組織の形態の特徴⁽⁴⁵⁾

① バーデン・ヴュルテンベルク州

学級レベルでは、家庭と学校、ゆえに親と教員による教育共同体として学級後援会がある。また、学校レベルでは、親、教員および生徒代表で構成する学校後援会がある。学校後援会は、学校長選任の際に、知る権利および異議申立権を有する。協議を経て、異議のある場合には、所轄大臣が決定する。学校長は、学校後援会の決定に対して法令に規定されている事項に限らず専門的見地からも異議申立権を有する。後援会が、異議申立てがなされたにもかかわらず、当該決定を維持するならば、学校監督庁が決定する。学校親委員会の代表者により、市町村および郡親委員会が形成され、さらにその代表者によって州親委員会が構成される。この州親委員会は、文部大臣に対して、教育制度および学校制度に関する問題に関して助言する。⁽⁴⁶⁾

② バイエリン州

親の参加権は、それほど広範ではない。すなわち、学級レベルでは、親会議はなく、学校レベルで、親委員会があることになる。また、教員代表、親代表および生徒代表が、三者平等で構成する学校会議も並列して存在するが権限は制限されている。州のレベルで、親代表の機関はなく、州学校後援会がある。学校会議は、学校長の任命に参加できない。学校長は強い地位を有しており、学校会議および職員会議の決定に対して、法令上規定されている事項および専門的見地からの異議申立権がある。会議がその異議のある決定を維持するならば、学校監督庁が会議にかわって決定する。⁽¹¹⁾

③ ベルリン州

かつては、個々の学校の学校会議を越えた法律上の組織は存在しなかったが、郡および州レベルでの学校行政の代表同士の協議がなされていた。今日では、地方レベル、州レベルでの教員、生徒および親の委員会がある。さらに、州レベルでは、労働組合、議会および宗教団体の代表を含めた州学校協議会がある。学校長の選任は、教員により主に構成され、親全体の代表が、それに参加する全体会議が行う。学校長は、学校監督庁から推薦される。一般的に教員、親および生徒の各代表により三者平等で構成される学校会議の決定に対する学校長の異議申立権は、法的根拠を有する場合にのみ認められる。⁽¹²⁾

④ ブランデンブルク州

教員、生徒および親が三者平等で構成する学校会議がある。とりわけ、学校長の任命手続において、包括的な決定権および意見を聴取される権利を有する。⁽¹³⁾

⑤ ブレーメン州

学級の生徒全員、親全員および学級の教員によって構成される学級会議があり、それが母体となり学校会議を構成する。学校会議の構成員は、その半数が教員および授業を受け持たない職員 of 全体会議の代表であり、残りの半数は親委員会の代表および生徒会の代表であり、一対一の比率で構成されている。職業教育学校に関しては、職業教育協議会の四人の代表が追加される。州のレベルには協議会はない。都市国家のブレーメンとブレーマーハーフェンでは生徒および親の全体代表会がある。学校長選出の際には、学校会議の協働がある。学校長は、学校会議の決定に対して、法令上規定されている事項についておよび専門的見地からの異議申立権を有する。会議が異議申立てされた当該決定を維持するならば、学校監督庁が決定する。⁽⁴⁴⁾

⑥ ハンブルク州

学校レベルでのみ教員、生徒および親の各会議により選出された三者平等の学校会議があり、州レベルでは、生徒会議、親会議および教員会議の三つの会議 (Kammern) から選出された各三人の代表と議長および様々な社会的団体の代表からなる州学校協議会がある。学校長の選任は、教員会議および学校会議が協働する。学校長は、学校会議の決定に対して、法定的および専門的見地から異議申立権を有する。会議が異議申立てされた当該決定を維持するならば、学校監督庁が決定する。⁽⁴⁵⁾

⑦ ヘッセン州

広範な決定権および意見を聴取される権利を有する学校会議がある。学校会議は、学校長選任の際に参加する。親協議会と生徒代表は共同決定権を有する。州レベルにおいては、親協議会の共同決定権がある。学校長は、学校会議に対し、法定的および教育的見地に基づく異議申立権を有する。⁽⁴⁶⁾

⑧メクレンブルク・フォアポンメルン州

学校長を含めた教員、親および生徒の代表からなる学校会議がある。その組織は教員、親および生徒の各代表により二対一対一の割合で構成され、広範な決定権を有する。学校長の任命の際には、学校会議の意見が聴取される。⁽¹⁰⁾

⑨ニーダーザクセン州

学校レベルでは、学校会議はなく、その代わりに教員の全体会議があり、全体会議および部分会議に生徒および親の代表が投票権を有して参加する形態をとる。学校長の選任の際には関与しない。会議が学校長による異議申立てを受けた決定を維持するならば、学校監督庁が決定する。州の親会議には、共同決定権がある。⁽¹¹⁾

⑩ノルトライン・ヴェストファーレン州

学校会議、学級後援会および学校後援会がある。州レベルの学校協議会はない。しかし、州レベルにおいては、私法上組織された州親代表および生徒代表がある。学校長は、学校会議の決定に対して法規命令および行政規則違反について異議申立権を有する。親代表は、協働機関の他の構成員と同様に、責任ある義務の不履行により、学校監督庁に解任されることがある。⁽¹²⁾

⑪ラインラント・プファルツ州

生徒、親および教員の各代表による三者平等の学校会議がある。職業教育学校については、被雇用者および雇者の各代表が加わる。学校長は、学校会議に対して法規命令および行政規則に反する場合にのみ異議申立権を有する。学校親協議会は協働権限を有する。地方レベルおよび州レベルには、生徒代表および親代表がある。⁽¹³⁾

⑫ザールラント州

学校会議は、教員、親および生徒の各代表で構成する。学校会議は、学校生活の形成および争いのある場合の調

停の際に決定権限を有する。学校長は、規則に違反した場合にのみ異議申立権を有する。市町村、郡および州レベルで、学校地域会議、州学校会議がある。⁽⁵³⁾

⑬ ザクセン州

六人の教員代表、親代表および生徒代表の各三人によって形成される学校会議がある。教員会議の決定は、学校会議の合意を必要とする。州のレベルでは、文部省の下での、教員、親および生徒の各代表が属する教育会議がある。⁽⁵⁴⁾

⑭ ザクセン・アンハルト州

学校会議はないが、その代わりに生徒代表および親代表が全体会議において投票権を有して協働する。教員の学級および専門会議における助言的な協働をする。⁽⁵⁵⁾

⑮ シュレスヴィヒホルシュタイン州

教員、親、生徒の各代表は、三者平等の比率で学校会議を構成する。この会議では、根本的な教育上および組織上の任務についての決定がなされ、親代表および生徒代表も投票権を有して協働する。会議の決定が、法規命令および行政規則違反の場合にのみ、学校長は異議申立権を有する。学校親会議は共同決定権を有する。学校長の選出委員会は、学校設置者、教員、親の各代表、中等段階Ⅱになれば、生徒代表も加わって構成される。⁽⁵⁶⁾

⑯ チューリンゲン州

学校会議は教員、親および生徒の各代表の三者平等で構成される。州レベルにおいても学校会議がある。⁽⁵⁷⁾

以上のように、組織および参加の程度は州により異なっているが、いずれも親と教員の協働のための組織という点では共通点を有しており、実践的にはあまり差異はない。

(三) 選挙

親代表の選出方法は、州の一般法である学校法またはその下位法である学校行政法等の特別法において定められている。⁽⁶⁵⁾

各組織における代表の選出方法について、直接選挙によって選ばれるべきか、間接選挙によるべきかという問題がある。これに関して、憲法はいずれのシステムをとるべきか、強制的に命じてはおらず、両者が認められているように思われる。しかし、市・郡・州レベルの親委員会まで選挙権を有する親集団全員による直接選挙で選出するのは極めて実用的ではない。⁽⁶⁶⁾ よって、各レベルの親委員会の代表を有権者とするなど、有権者数を制限している。

また、投票権の主体は、州によりさまざまである。個々の親に投票が認められている州もあれば、ヘッセン州のように両親で一票のみのところもある。あるいは、バイエルン州のように、当該学校に通学している子ども一人につき一票としている州もある。⁽⁶⁷⁾

(四) 任務

親代表機関および親集団の集団的組織によって行使される参加権の任務が関係するのは、学校の活動の形成および学校目標の実現である。⁽⁶⁸⁾ さらに、家庭と学校との間の教育共同体の助成が、これに加わる。それは親の権利の保護、学校におけるおよび学校に対する子どもの利益の擁護と同様に、望ましいことではあるが常に保障されるとは限らない。⁽⁶⁹⁾ 特に重要であるのは、争いのある場合および生徒に対する規律上の措置に際しての協働である。⁽⁷⁰⁾ 全体的政策上の委任は、親代表に当然与えられるものではない。⁽⁷¹⁾

学校と家庭の共同の教育任務は、両者が相互に支持するときのみ成功する。⁽⁷²⁾ とりわけ、「親の夕べ」(Eltern-

abend)では、学校生活に関する重要な出来事が討議され、授業の形成に関する情報提供も、ここでなされる。⁽⁴⁴⁾ クラスの親集団および親代表は、それぞれの立場で学校の活動を多様な活動によって援助することができる。個別的には、学校の教育活動および授業活動に関する提案、障害のある生徒および重病の生徒に対する配慮、外国人生徒の支援、特別な才能を有する者に対する援助、学校外での世話の任務の引継ぎ、遊び場創設に際しての援助、学校祭に際しての協働の形成などがある。⁽⁴⁵⁾

親代表は、学校の直接的意思形成をする組織において、民選の代表として協働する。それには、学校会議、教員会議、両者協議会がある。親は、これらの会議への出席によってのほうが、親代表による活動を通じてよりも、学校での出来事に対してより強い影響を及ぼすことができる可能性がある。⁽⁴⁶⁾

ヘッセン州、ラインラント・プファルツ州およびシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州は、学校生活の形成に関する相当な影響を親代表に認めている。ヘッセン州では、学校会議の重大な決定は、学校親協議会の同意を必要とする。それはとりわけ、学校の計画、時間割からの逸脱、教授領域の専門的統合、基礎学校における外国語の選択とその導入の期日、促進課程および統合された総合学校における外部の専門分野学習の種類、規模および開始についてである。⁽⁴⁷⁾ この規定は、非常に参加に好意的であるが、その結果として特別に手間のかかる手続を伴う。まず第一に、学校会議が決定をする。既に民選の親代表および生徒代表による学校親協議会および生徒会の意見を聴取してあるのだが、その次に親協議会および生徒会の意見を聴取しなければならない。⁽⁴⁸⁾ ラインラント・プファルツ州においては、学校の試みへの当該学校の参加および校則の作成に関して、学校親協議会との意思疎通、すなわち合意に達するという目標をもつての討議が要求される。時間割からの逸脱、授業に関する提案、宿題の量と配分の原則的設定、および週五日制の導入と終了といった措置は、学校親協議会の同意を必要とする。⁽⁴⁹⁾ シュレスヴィヒ・ホル

シユタイン州では、学校親会議は、とりわけ、継続的措置に同意しなければならない。例えば、日々の授業時間の確定、一ヶ月の中での授業のない土曜日に関する決定、全日制の授業の導入と学校の試みの実施についてである。⁽⁶⁷⁾ この三つの州においては、親の共同決定が具体化されている。ただし、それは学校庁の監督権限により制限されている。⁽⁶⁸⁾ それに対して、ベルリンおよびザールラント州においては、親の共同決定ではなく、学校会議において意見聴取が行われたり、助言的協働をしたりする。⁽⁶⁹⁾ 学校運営への直接的介入に関して、親代表は権限を与えられていない。授業並びに教育の形成および秩序維持に関しては、学校のみが責任を負う。批判的意見表明、要望および提案の表明は、親および親代表の自由裁量に任されている。⁽⁷⁰⁾ 多くの州では、親協議会の構成員は、学校長およびクラス担任との話し合いによって、授業を見学する権利を有する。⁽⁷¹⁾

(五) 機能

親代表が、いかなる機能を有するかについて、教育学の分野での議論によれば、以下の三点があげられるとされる。⁽⁷²⁾ すなわち、第一には、仲介機能およびフォーラム機能である。親代表は、学校と家庭との間の信頼関係を強固にし、深化させなければならず、かつ、対外的には学校の任務に関する理解を奨励すべき仲介機能を有する。さらに、教育上の、また実際の学校の問題に関して親に周知させ、かつ、親と学校との協議の手配をするというフォーラム機能を有する。第二に、利益の集約機能及び利益の表明機能である。すなわち、自己の子どもの教育に関する限りでの親の利益を擁護し、学校に対してそれらの利益を代表する機能を有するのである。第三には、助言機能及び支援機能である。親代表は、学校とともに「教授及び教育任務の遂行において」、助言し支援するという形で、協働で行為する機能を有する。

このことから、親代表には、一般的に、学校の目標実現を助成し、子どもの利益と親の教育利益を守ることにその責任がある。それと同時に、親集団と学校の間、または生徒と教員の間で意見の調整をすることに責任があるとされる⁽⁴⁾。学級および学年のレベルでは、親代表は助言機能を有する。学校レベルでは、協働権限を有し、州レベルでは、第一に、文部大臣に対する助言機能を有する。ヘッセン州においては、学校のレベルおよび州のレベルにおいて、例外的に共同決定権が付与されている。

特別に強調される必要があるのは、学校会議の調停、仲裁および紛争制御機能である。それは、調停委員会のような特別の委員会によって充足される。この委員会には、教員、親および生徒によって可能な限り平等に構成されることが要請される。これによって、学校会議は、学校の平穩を保護することと、教員会議による単独の決定を回避すること、かつ、行政裁判による紛争解決を可能な限り不要にすることによって貢献する。

第六節 集団的参加の現状

協働の視点からすると、今日の学校は、「親の学校」ではないことは、明白である⁽⁴⁾。すなわち、学校レベルでの参加は、学校における教育活動に関する積極的および一方的な協力を求められているものであり、きわめて受動的な形態における内容にとどまっている。

憲法理念からみて、また現実の歴史的展開過程からみても、国家と親との間の連帯の輪郭が描かれているにもかかわらず、教育の担い手の協力の実状については、悲観的な意見が根強い。「毎日毎日の」教育の最前線の「文化闘争の中で」⁽⁴⁾、親の学校制度への影響力は、親自らによって放棄され、または、学校によって、故意に握り潰されて

いる。親代表の制度に対する親の無関心、短期間での人事交替、また目まぐるしく変わる学校制度は、それを助長している。さらに、親に比べて教員の所有している情報量が勝っている状態が、学校における親の協働権の射程をほとんど拡大しない状態にしているとされる。⁽⁹⁴⁾

第一に、最近、いくつかの州で法律上明文化されたような親の協働権および共同決定権は、極めて異なった位置づけを与えられている。例えば、バイエルン州の学校規則では、親委員会を承認するものの、その任務は、親と教員の信頼関係を深めること、生徒の訓育と教育のための教育権者の利益と責任の保護、親に授業に関する要望を表明する権利およびその機会を付与することなど、一般的に理解されている任務に留まっております、概して参加に敵対的であると評価される。⁽⁹⁵⁾

第二に、親代表の協働権は、制限的に解されており、この場合の協働は、主に学校および学校庁に対して意見を述べることであると理解されており、決定権は、あくまでも行政庁に留保されている。⁽⁹⁶⁾ ハンブルク州学校法が親代表に割り当てている任務は、親集団に対して、また、より一般的には、学校外部に向けての、学校の「助手」としての任務であると見られている。すなわち、同法二七条によれば、親代表の任務は、教授および教育任務の遂行において学校および教員を「支援すること」と、意見の相違がある際に調停すること、である。また、二九条によれば、親代表は学校長および教員と「協働で行為」しなければならぬが、それについて、親代表は「学校および教員に従って、または、その下で」行為しなければならぬ。そして、親代表は、個々の教員と学級の親との関係を維持し、親代表は「対外的に」、「学校の任務のための理解に配慮する」ことを求められている。⁽⁹⁷⁾

第三に、学校に対する実際の効果という点では、協働であるか共同決定であるかという差異ほどの程度影響があるかはわからない。⁽⁹⁸⁾ ヘッセルが指摘するように、共同決定権を有するといえども、親が、無関心であったり、怠惰

であったりするために、協働に対して消極的であるなら、親代表に、権利に基づくほどの強い地位は、実際にはもたらされないことになる。⁽⁶³⁾ その一方で、投票権を持たないオブザーバー的構成員が、投票資格を有する過半数の者よりも会議の決定に至ることに貢献的であるかもしれない。委員会の構成が、事実上の能力の比率に反して、絶対的に反映されることはほとんどない。⁽⁶⁴⁾ 学校事項への事実上の影響が、常に法的に保障されている参加権限に依存しているという幻想を抱くべきではないと、ヘッケルは述べる。また、親代表自身が、親代表と親集団との間の交流に関して無関心であることや、個々の親が学校に関して無関心であること、情報の欠如が、親の利益の効果的な擁護と学校との効果的な協力に対しての重要な障害とみなされる、としてヘッケルはこれを批判的、否定的に見ている。学校の親集団と、親代表間の情報交換の欠如が明らかにされており、それは学級—学校—地域—州の段階で深刻化する傾向にある。「親集団の共同決定方向への長い道のりより自らの基盤への帰り道のほうが石ころだらけ」かもしれないと指摘される。⁽⁶⁵⁾ そこで、逆に言えば、投票権を有しない助言的参加者もまた、決定への到達に大いに寄与する場合もありうる、ということになる。⁽⁶⁶⁾

さらに、選出された親代表は、親集団の（社会）階級人口を代表していない。中流階級の生徒は、下層階級の生徒と比較して、過剰に代表されている。学校政策上、重要な判断を下す市及び郡のレベルで、中流階級の優勢が明らかになっており、学校の民主化が、中流階級に依存していることが指摘されている。⁽⁶⁷⁾

以上のように、参加の権利の付与は、結果として、官僚的な（形式主義の）空転を伴った、⁽⁶⁸⁾ という問題が指摘される。それは、生徒と親の共同決定の可能性がほとんど進展していないことによる。生徒および親による「共同決定の可能性は、少しも十分ではない。それは、単に行使されないという事ではない」とされる。⁽⁶⁹⁾ ここにおいても情報の欠如が指摘される。とりわけ、親代表相互の情報交換の欠如が強調されうる。この指摘は、親代表による「自

「己批判」のみならず、親代表の「制度批判」も含意している。すなわち、親会議の会合の回数を増やし、参加者相互の交流を多くすることへの要求の他に、学校行政に対する親協議会への聴聞の要請、官僚機構の柔軟性への要求などが、そこには含まれている。⁽⁴³⁾ また、学校長と教員の研修の必要性も説かれるところである。⁽⁴⁴⁾

注

⁽³⁵⁾ 親代表により組織される委員会の名称は州により Elternbeirat, Elternrat, Eltern-ausschuss などさまざまであるが、その機能にはそれほど差はない。そこで、混乱を防ぐため、ここでは、「親委員会」と統一して訳すことにする。また、「親会議」とする場合は、親代表によって組織される委員会に限定されない、親全員により構成される会であることも意味する。なお、ヘッセン州に関しては、以後の考察の関係上、「親協議会」としてある。

⁽³⁶⁾ 後援会に関しても、用語は各州でさまざまであり、Klassenpflegschaft, Klassenversammlung, Schulkonferenz, Schulforum, Schulgemeinde, Schulausschuss などの名称がある。

⁽³⁷⁾ Hans Heckel / Paul Seipp, *Schulrechtskunde*, Darmstadt, 1965, S.348.

⁽³⁸⁾ Ebenda.

⁽³⁹⁾ Vgl. Ekkehart Stein / Monika Roell, *Handbuch des Schulrechts*, Köln, 1988, S.129ff.; Hans Heckel / Hermann Avenarius, *Schulrechtskunde* 6. Auflage, S.92ff.; Hans Heckel / Hermann Avenarius, *Schulrechtskunde* 7. Auflage, Darmstadt, 2000, S.149ff.

⁽⁴⁰⁾ バーテン・ヴェルテンベルク州学校法四七条、四〇条一項一号、五六条、五七条。

⁽⁴¹⁾ Heckel / Seipp, a.a.O.(Nr.137), S.348.

⁽⁴²⁾ バイエレン州教育および教授制度に関する法律五七条、五八条五項。教職員規則六九条、六五条以下。

説 論

- (143) ベルリン州学校組織法二三条三項、五〇条以下、七一条以下。
- (144) ブランデンブルク州学校法九〇条以下、七三条。
- (145) プレーメン州学校行政法三四条、六七条以下、七七条以下。
- (146) ハンブルク州学校法五二条以下、九二条、七九条以下。
- (147) ヘッセン州学校法一二八条以下、八九条、一〇一条、一二一条以下、一一六条以下。
- (148) メクレンブルク・フォアポンメルン州学校法七六条。
- (149) ニーダーザクセン州学校法三六条、一六九条。
- (150) ノルトライン・ヴェストファーレン州学校協働法四條、一〇条以下、一六条。
- (151) ラインラント・プファルツ州学校法三八条、三五条、三一条、三六条以下。
- (152) ザールラント州学校協働法四四條、五四条以下、五八条以下。
- (153) ザクセン州学校法四三條、六三條。
- (154) ザクセン・アンハルト州学校法二七条以下、三一条、七五条以下。
- (155) シュレスヴィヒ州学校法九一条、一〇一条、八八条。
- (156) チューリンゲン州学校法三八条以下。
- (157) Hans Heckel / Hermann Avenarius, *Schulrechtskunde*, 6. Auflage, Darmstadt, 1986, S.94.
- (158) Raimund Wimmer, *Das pädagogische Elternrecht Verfassungsrechtliche Mindestforderungen an die Konturen einer Landesgeber*, DVBl 1967, S.816.
- (159) Karl Neumann, *Elternmitwirkung aus der Sicht der Gesetzgebung der Bundesländer*; in *Kooperation Elternhaus-Schule*, 1978, S.98.
- (160) Hans Heckel / Hermann Avenarius, *Schulrechtskunde* 7. Auflage, Darmstadt, 2000, S.146.

学校教育における親の教育権 (三) (藤枝)

- (161) Ebenda.
- (162) Ebenda.
- (163) VGH München, DÖV 1994, S.921[922].
- (164) Heckel / Avenarius, a.a.O.(Nr.160), S.146.
- (165) Ebenda.
- (166) Heckel / Avenarius, a.a.O.(Nr.160), S.147.
- (167) Ebenda.
- (168) ムンヘン州学校法一〇一条二項、それとの関連で二一九条一号ならじ一〇号。
- (169) Heckel / Avenarius, a.a.O.(Nr.160), S.147.
- (170) ムンヘン州学校法三五条五項、六項。
- (171) シトレスヴァー・ホルシユタイン州学校法一〇一条四項。
- (172) Heckel / Avenarius, a.a.O.(Nr.160), S.148.
- (173) Ebenda.
- (174) Ebenda.
- (175) Ebenda.
- (176) Vgl. Dieter Mohrhard, Elternmitwirkung in der Bundesrepublik Deutschland, Frankfurt, 1979, S.67ff.
- (177) Stein / Roell, a.a.O.(Nr.139), S.46.
- (178) Neumann, a.a.O.(Nr.159), S.98.
- (179) Ebenda.

- (80) Vgl. Neumann, a.a.O.(Nr.159), S.98.
- (81) Neumann, a.a.O.(Nr.159), S.93.
- (82) Mohrhart, a.a.O.(Nr.176), S.47.
- (83) ハンブルクでの調査によると、親代表が「自校」の支持に努めている割合は、「よくある」が四六%、「ときどき」が四四%で、自分の学校に有利なることを重視している。Vgl. Mohrhart, a.a.O.(Nr.176), S.70.
- (84) Mohrhart, a.a.O.(Nr.176), S.48.
- (85) このように真正の共同決定権を認めなかった理由は、親の代表であっても、集団的の中の限られた一部を代表しているに過ぎず、また、宣伝力、実行力を持つ親が実権を握るといふ過去の経験があるためである、とされる。Vgl. Heckel/Avenarius, a.a.O.(Nr.157), S.309.
- (86) 現在の議論状況において、学校の自治への親の組み入れのために、さまざまな概念が類似のものとして登場する。それは、共同行為、共同発言、関与から、連帯、協働、協働活動及び共同決定に至るまでである。法律上の観点からは、助言、聴聞と決定の際の動員の間を区別しなければならない。しかし、教育上の観点からは、教育上の自由裁量における行動形態として、協力関係を強調する概念が優遇される。Vgl. Rudolf W. Keck/Uwe Sand-Fuchs, Elternwirkung als Problem – Forderungen und Vorbehalte : in Kooperation Elternhaus – Schule, 1978, S.12.
- (87) 継続教育の進路の決定がなされ、親の学校参加の主要目的が達成されると、協力に対する関心が明瞭に減少する、とされる。Vgl. Mohrhart, a.a.O.(Nr.176), S.60.
- (88) 個々の親は、教員との個人的話し合いには八四・五%、学級の親会議には八〇・二%、学校の親会議には二七・二%が関心を持っているという統計がある。Vgl. Mohrhart, a.a.O.(Nr.176), S.68.
- (89) 現実には、基礎学校(義務教育の初等段階)において、生徒の進路の決定によって、親の関心は低下する。基礎学校における

学校教育における親の教育権 (三) (藤枝)

「親のタム」の出席率は、七〇〜八〇%であるのに対して、基幹学校(義務教育の上級段階)では、四〇%以下になるという調査がある。 Vgl. Rudolf W. Keck / Uwe Sand-fuchs, a.a.O.(Nr.186), S.12.

(65) Heckel / Avenarius, a.a.O.(Nr.160), S.118.

(66) Ebenda.

(67) Vgl. Rudolf W. Keck / Uwe Sand-fuchs, a.a.O.(Nr.186), S.72ff.

(68) Hans Heckel, Schulrecht und Schulpolitik, Rhein und Berlin, 1967, S.72.

(69) Vgl. Rudolf W. Keck / Uwe Sand-fuchs, a.a.O.(Nr.186), S.13.

(70) Lutz Dietze, Nach welchen rechtlichen Grundsätzen sind das öffentliche Schulwesen und die Stellung der an ihm Beteiligten zu ordnen?, DVBl 1976, S.607.

(71) Rudolf W. Keck / Uwe Sand-fuchs, a.a.O.(Nr.186), S.75.

(72) Ebenda.

(73) Vgl. Wolfgang Mickel, Das Schulrecht in der Lehrerbildung, RdJB 1975, S.257ff. 教員とは、親の共同決定を、教員の権限及び活動範囲の制限とみなす傾向がある。しかしながら、親に学校に関する関心を持たせることこそが、「協力」に発展する。教員の家庭訪問、学級親会議における情報交換および生徒代表への情報提供が先行されるなら、それによって、親の、教授及び教育への動機づけが達成される。親—学校の協力の成功は、教員の準備によることが判明している。 Vgl. Rudolf W. Keck / Uwe Sand-fuchs, a.a.O.(Nr.186), S.14.

第三章 親協議会における参加の範囲と限界

前述のように、州憲法または学校法により、親会議等の、親の集团的参加権を具体化する組織化が法律上、明文化されている。そこにおいて、親会議に付与されている権利としては、知る権利、発議権等の協働する権利が存在するが、ヘッセン州においては、さらに親協議会は共同決定権をも有している。そこで、多様な権利形態を想定するヘッセン州の学校法を見ることにより、親の集团的参加権は、いかなる範囲および限界を有するのかを考察する。

第一節 ヘッセン州憲法における親の共同決定権

(一) ヘッセン州における親の協働の展開

学校生活の形成に際しての親の協働は、ヘッセン州において長い伝統を維持してきた⁽¹⁾。すでに一九四六年一月一日のヘッセン州憲法において、五五条は、親に子どもの教育の責任があるとす。そして、さらに重要な規定として、五六条六項があり、そこには、「教育権者は、教授制度の形成を共同決定するための権利を有する」として、教育権者、すなわち親に教授制度 (Unterrichtswesen) の共同形成 (Mitgestaltung) に対する権利が保障されている。しかしながら、それは、州憲法五六条の教育・訓育目的に対応しなければならぬとされる⁽²⁾。五六条は、広範な教育目的を以下のように規定している。それによると、「寛容の戒め」、「生徒の宗派上、世界観上の感性に対する配慮」、「人格形成および職業上の技能についての教育」、「国民および政治的責任の担い手への教育」および「人間性についての教育」があげられている。そこで、この「二項ないし五項の原理に反しない限り」という但し書きが付

されて教育権者は、教授制度の形成を共同決定するための権利を有するのである。ここで、注目すべきことは、学校にとつて拘束力を有する国家の教育原理に関して、共同決定が規定されていることである。⁽³⁾一九四六年憲法の議論の中で、教授制度の形成に際しての共同決定については親協議会の設立のみに制限することが検討された。ただし、当時すでに、教員、生徒および親が共同で「組織上の構造と学校の現実の文化的発展に力を尽くすこと」という議論があった。⁽⁴⁾ヘッセン州憲法五六条に関する最初の法律において、いわゆる学校後援会または学校委員会が規定され、その中で教育権者の代表もまた助言的機能を有して参加すべきであるとされた。⁽⁵⁾一九五八年一月三日の「教育権者の共同決定および州学校審議会に関する法律」(以下、「親共同決定法」という。)をもってヘッセン州憲法五六条は具体化された。この法律に基づいてヘッセン州親協議会が設置され、一連の同意権が付与された。その後何度も改正された親共同決定法は、一九九二年六月一七日のヘッセン学校法に吸収され、地位が向上した。⁽⁶⁾さらに一九九二年学校法は、一九九六年から一九九七年にかけての教育政策上の議論の中で全面的な条項の追加が行われている。

(二) ヘッセン州における親の共同決定権の可能性と限界

学校生活における親の共同形成の民主主義原理は、憲法に適合して定められたヘッセン学校法において包括的に規定されている共同決定権と学校会議における親の協働に制限されない。ヘッセン州憲法の理解によれば、子ども⁽⁷⁾の養育と教育に伴って親の権利と義務があるとされる。このような憲法原理の包括的理解は、当然の帰結として、学校と授業において協働する可能性を親に与えることを必要とする。

立法政策の問題としては、共同決定権の内容、限界および手続を整備することである。そして、それは、州議会

の排他的権限事項である。⁽⁶⁾この場合、立法権者もすでに、共同決定はすべての学校制度(Schulwesen)に及んでいるのではなく、学校の内容に関連する、教授制度(Unterrichtswesen)⁽⁹⁾に制限されるとする州憲法五六条の前提条件に
 限界付けられている。また、共同決定の内容、限界および手続きに関する立法は、州議会の排他的事項であること
 から、教育権者(すなわち親)は、共同決定の権利を、立法の領域に関しては有しておらず、行政の領域に関して
 のみ有することになる。⁽⁴⁾

共同決定権の適用領域は、教授制度に制限されていることから、(宗派、世界観)学校の種類は共同決定の対象に
 はなりえない。学校の種類は、州憲法五六条の意味における国家の学校として、州憲法において決定されている。
 このことから、学校の性質に関して、共同決定権が影響を及ぼすことはできない。⁽¹²⁾

以上のことにより、共同決定権は、学校制度に対する共同支配でもないといえることができる。学校内部の教師が
 関係する教授制度に関する限りでの共同支配である。このため、いわゆる「外的学校事項」、すなわち、学校におけ
 る学問および学習活動にとって必要な前提条件および手段の設立と調達、つまり、学校で必要とされる設備の採用
 に関連することは、共同決定の対象ではない。⁽¹³⁾したがって、教育権者は、共同決定の権利を、学校の設立、設
 備、維持および資金運営の問題について要求することができないと理解されている。学校の設立および閉校は、学
 校制度とみなされている。しかし、子どもの要望、才能および成績に適切な学校を教育施設として要求する親の権
 利が当然与えられるべきである。これに関して、学校の設立および変形といった組織に関する事項は、学校制度に
 おける内的学校事項にあたるものとする判例も存在する。その解釈に従えば、学校の設立の際に、教育権者の共同決定
 権は認められるべきであるといえることになる。⁽¹⁴⁾

共同決定権は、教授(Unterricht)事項のみならず、訓育(Erziehung)事項にも関係する。なぜなら、各々の教授

は、同時に訓育的な機能を有すると理解されているからである。したがって、ヘッセン州においては、教授制度というのは、教授と訓育の共同構造である。それゆえ、州憲法五六条六項に基づく権利の対象は、学校の内部的活動であるすべての学校事項 (Schulangelegenheit) ということになる。そこで、学問の伝達、教授計画、教授方法、生徒の受け入れ、学校訪問および校則が、その中には含まれる。各学校事項は、それぞれ内的側面と外的側面を有するため、学校事項を外的、内的を明確に区別することは困難であるという理解がなされている。したがって、歴史のおよび慣習的に固定してきた内容と範囲に従うことにより、学校制度と教授制度の境界づけが行われることになるが、それはヘッセン州憲法五六条に合致することになる。⁽⁴⁾

この共同決定権は、単なる助言的協働を意味するものではない。学校と同等の権限での共同決定権を意味する。つまり、双方の参加者の法的地位は、同じ重みがあることになる。⁽⁵⁾ しかし、共同決定権は、共同監督権 (Mithinrichtung) ではない。

ヘッセン州の共同決定制度の概観は、以上の通りである。しかし、学校行政において、教授制度および教育制度のすべての段階での参加の強化について、以下のような問題が提起されてきた。すなわち、学校行政においては、学校の自治はどのように発展させられるべきか。教師集団の中の学校長の地位や、教師の任命は、どのように規定されるべきか。地方および中央の行政庁に対する助言的あるいは決定権限が選出された親協議会に付されるのか。最後の問題については、親協議会と学校行政庁の意見が一致することができない場合に、調停の場を設立することが望ましいといえよう。⁽⁶⁾ 以下では、学校法の中で、こういった問題についてどのような仕組みがとられているか見ていくことにする。

第二節 ヘッセン州学校法における親会議

(一) ヘッセン州学校法による親の協働の法的枠組み

ヘッセン州一九九二年学校法七二条では、学校と家庭との協働行為から、親の広範な知る権利が生じ、親・生徒の知る権利が明記されている。そこで、親は例えば、学校の組織、教育課程および課程内での移行、教授計画およびその策定の理由、成績評価、並びに進級および課程分け等について告知しなければならないとされる。情報提供は、親の会議で行われる。この知る権利を根拠として、学校長および教員の同意のもとに、授業および学校訪問ができる。

学校における親の教育権は学校法一〇〇条で保障されている。しかし、一方で、性教育判決により、連邦憲法裁判所は、国家は独自の教育任務を有しており、それは純粹に知識の伝達に制限されない、とした。このことにより、学校教育においては、教育に関する事項については、親と学校の共同で決定されなければならない、と解される。そこで、親の参加に関しては、親協議会による学校における親の共同決定として規定されている(学校法一〇一条)。

(二) 組織

ヘッセン州では、「子どもおよび青少年の教育に際し、学校、家庭及び職業教育施設を支援し、州憲法五六条六項により、親の共同決定権を保障するために、この法律第八編に従って親協議会が形成される。」(学校法一〇一条)として、学校法によって、親協議会を組織することが規定されている。

学校法一〇一条に基づいて、①学級親協議会および学年親協議会（一〇六条）、②学校親協議会（一〇八条）、③郡親協議会および市町親協議会（一一四条）、④州親協議会（一一六条）が設置されている。親代表は、公立の学校の他に認可された代替学校（私立学校）においても設置される。

学級親協議会または学年親協議会は、各学級または各学年の教育権者によって構成され（一〇六条）、学級親協議会は、各学級の親の集団から、代表を選出する（一〇六条、一〇七条）。

また学校親協議会は各学年協議会から選出された親代表によって構成される（一〇八条）。郡親協議会は学校親協議会の構成員の中から選出された親代表により構成される（一一四条）。

さらに州親協議会は郡・市町親協議会の構成員のなかから選出された代表により構成される（一一六条）。被選挙権があるのは、親の代表委員会において、何らかの地位を有する者である。州親協議会は、親の共同決定の中央機関である。州親協議会は、学校法一一八条において列挙される権限（同意義務のある措置の規定）に基づいて、政治的に重要性を有する。州親協議会の任期は三年で、他の親協議会における二年の任期より一年長い。これは、広範な権限を有し、協議事項に関する習熟性を必要とされることから、正当化されている。

親代表に関して選挙権および被選挙権を有するのは親であり（一〇二条一項）、秘密選挙によって親代表を選出する（一〇二条二項）。

決議は公開であるが、選挙権を有する出席者の五分の一の要求があれば、非公開になる。また、決議は、この法律に別段の定めがない限り、過半数によって可決されるが、同数得票はその動議を忌避する（一〇二条四項）。

学校法一〇三条において、守秘義務および情報保護が規定されており、秘匿すべき事項に関しては、親代表の任期終了後でも守秘義務がある（一〇三条一項）。親代表が解任されるのは、故意または過失によりこの守秘義務規定

について違反した場合であり、解任の是非は、親協議会の構成員の三分の二の過半数をもって決議することができる（一〇三条二項）¹⁰⁾。

第三節 親の集団的参加権の範囲と限界

学校法一〇一条において、親代表の主要な任務とされているのは、一般的にヘッセン州憲法五六条六項に基づく共同決定権の行使である。「共同決定権」の概念は、ヘッセンにおいては、知る権利、意見を聴取される権利、発議権を含む形で、広く解釈されており、真正の共同決定権、すなわち、同意を必要とする事項に対する拒否権を有するのは、すべての親代表でなく、学校親協議会および州親協議会である。したがって、一〇一条（「子どもおよび青少年の教育に際し、学校、家庭及び職業教育施設を支援し、州憲法五六条六項により、親の共同決定権を保障するために…」）における、学校の活動に関する「参加」(Beteiligung)は、実際は広い意味での「共同決定」(Mitbestimmung)概念である。立法者は、共同決定法制定時に、親代表の任務を、「学校、家庭および職業教育における青少年の訓育および教育に対する支援」との解釈をしたが、この規定は、家庭及び職業教育に関しては、実際には、大きな意味を持たない。家庭における教育および企業における職業教育に対して、親代表の影響はほとんど及ばない。それについては、学校は、親代表との協働行為および措置に対する支持に依存しているといえる。

(一) 学級親会議および学年親協議会

学級親会議は、各学級の未成年生徒全員の親全員によって構成される。学級親会議は、学級親協議会における親

代表を選出する。任期は二年である（一〇六条一項）。当該学年に学級がない場合には学年で学年親協議会を形成し、学年親協議会が学級親協議会の任務を果たす（一〇六条二項）。学級親会議は、学級の親代表を選出する選挙委員会であると同時に、個別的な権利と任務を有する自主的な機関である。

学級親会議は、学級における生活および活動について討議される（一〇七条）。すなわち、学級親会議の権利は、学級と学校生活に関する本質的な事項の討議に制限されることになる。学級親会議は、学級の利益に関する限りで学校内部の重要な事項に関して包括的な知る権利を有する。親協議会は、その事項について、意見を述べる権限を有し、また、一定の事項については発議権も有するとされる。

学校親協議会との関係からは、学校親協議会の会議において、議事として重要と思われる事項を取り扱うよう提案する権限を有する。

一方、生徒個人に関する事項（個別の評点、進級等）は、個々の教育権者と教員の間でのみなされるべきであり、また、そうしない限り秘密が保持できないことを理由として、学級親会議の議題に適当ではない。

学級親会議は、学級親協議会により必要に応じて、または、生徒の親の五分の一、若しくは学級担任または学校親協議会の議長の申立てにより、少なくとも半年に一回は召集される（一〇七条二項）。

学級担任は、当該会議に出席する。一方、当該学級を受け持つその他の教員および学校長の参加は自由である（一〇七条三項）。年に一度は学級担任は、学級親会議の集会に参加しなければならない。学級親会議構成員の四分の一の提議に基づいて、学級担任は、参加を義務づけられる。また、親協議会は、学級親会議の了解があれば、学校による許可を受けずに、参考人その他の資格で何人も、会議に招聘することができる。さらに、成年に達した生徒の親にも協働の機会を付与している。成年に達した生徒の親は、投票権を有しないが、協議に参加し、助言すること

ができる（一〇七条三項）。

（二）学校親協議会

学校親協議会に関する規定は、学校法一〇八条ないし一二二条にある。そこでは、学級親協議会より、さらに強い権限と広い範囲を有する。すなわち、学校親協議会は、真正の共同決定権を有するのである。学校親協議会の会議に学校長および教員並びに学校監督庁の代表は出席する権利を有する。議題によっては生徒代表の出席も認められる。また、学校親協議会の了承があれば、議長は他の者を招聘することができる（一〇八条二項）。

学校監督庁には、学校親協議会会議の召集権限はない。また、会議に招聘される権利も召集を要求する権限もない。ただし、一〇八条三項二文（「学校長がそれを申立てたときには、召集されねばならない」）に基づくことによつて学校長に、召集請求権の行使を命じることができる。

学校親協議会は参加権として、知る権利（一一〇条五項）、意見を聴取される権利（一一〇条三項）、共同決定権（一一〇条一項）および発議権（一一〇条四項）を有する。なお、協働権という概念は、ヘッセン州学校法においては、明示的に規定されていない。

①共同決定権

共同決定権は、参加権の中で最も強い権利であるとされる。学校会議および教職員による全体会議は、学校親協議会の同意を必要とする。「一二九条一号ないし六号に関する学校会議の決定および一三三条三号ないし五号に関する全体会議の決定は、学校親協議会の同意を必要とする」（一一〇条二項）と規定されており、それを受けて、学校親協議会は、学校に対して共同決定権を行使する。親協議会の同意を必要とする事項は、学校プログラム、自発

的な授業と養護の提供の開設、全日制への参加に対する義務づけに関する原則、促進課程の設置やその代替、ギムナジウムの七学年への移行のための準備、宿題や筆記試験、さらに、学校の試みの実施や実験学校へ当該学校を転換するに際しての申請の提起、授業およびその他の学校行事に際しての親および他者との協働に関する原則等（一二九条一号ないし六号）、科目の統合と宿題への転換、基礎学校に導入される外国語の選択、促進課程および統合学校における科目の分化や、実科学校および基幹学校の学校系をまたがる授業の方法、範囲および開始等（一三三三条三号ないし五号）である。共同決定権は、あらゆる事項に対してではなく、一二九条一号ないし六号および一三三三条三号ないし五号に列挙された事項に制限される。とはいえ、ある程度重要性のある内的事項が共同決定事項とされている。

親の参加権はいわゆる外的事項には及ばない。すなわち、共同決定事項に含まれないものとしては、第一に、すべての立法者の措置（州政府又は文部大臣によって公布されるべき法規命令を含む）、第二に、教授制度に属さない、教員の職務上の権限事項、第三に、いわゆる外的学校事項（学校の組織、学校の建造物および設備）である。この一二〇条二項における共同決定の範囲は、学校のすべての機関、すなわち、学校長、職員会議および学校親協議会等の共同の決議によっても広げられない。その拡張は、法律あるいは一般的行政規則によってのみ可能である。

一一〇条二項において認められた共同決定権が関連するのは、学校における教授と教育のみである。それに対して、外的学校事項と解される学校の構造は、学校設置者の事項であり、共同決定には関連しない。ただし、学校制度の形成が、一般的方針から逸脱する場合には共同決定を受ける。

一一〇条一項による共同決定権とは、共同決定を認められた領域におけるすべての措置および決定は共同決定権者の同意を必要とする、ということである。同意が拒否されるならば、その措置および決定は、実行されないか、

直近の行政庁または州政府により、調停されなければならない（一一一条、一一八条二項）。

この同意義務のある措置に関しては、参加手続が規定されており、学校親協議会と学校長は、合意に至るという目標をもって討議すると規定されている（一一一条一項）。学校親協議会が、当該措置に対して同意した場合には、学校監督庁の同意を必要としない事項に関しては、それは法的に有効なものとなる。また、親代表は、付帯条件をつけて同意することもできるし、あるいは、修正の要望を述べることができる。学校が親代表の要望に応じた場合には、修正事項は同意されたものとみなされる。反対に、学校が、その要望に応じない時には、法的拘束力を持つ同意は存在しない。親協議会が、同意を拒否した場合には、学校側が意図した措置は実行されないか、または一一一条二項及び三項による調停手続が開始される。すなわち、学校親協議会が同意を拒否した場合には、学校親協議会は監督庁に決定を申立てることができる（一一一条二項）²³⁾。申立てを受けた学校監督庁は、学校親協議会に意見表明の機会を付与した後、最終決定を下すことになる（一一一条三項）。学校監督庁が、学校親協議会に意見表明の機会を付与しないならば、学校監督庁による決定は無効となる。手続的瑕疵は、学校親協議会が意見表明の機会を得ることによって治癒されることになる。したがって、学校監督庁による最終決定に対しては、なお、学校親協議会に、直近上級学校監督庁への不服申立権または請願権が認められている。このいずれを行使するかは、学校親協議会の裁量に委ねられている。しかし、この権利の行使は、執行の延期の効果を有さず、また、学校監督庁の決定の法的有効性に影響するものではない。

以上により、国家は最終的な決定権を留保する。したがって、同意の必要性が弱められる、という問題が指摘されることになる。国家に最終的な決定権を留保することは、確かに学校に必要とされる措置を執行する上で、現実的ではあるが、しかし、法的に問題の余地がある。すなわち、予め容認されているはずの共同決定を、結局のどこ

る根底から覆すことになるからである。²⁴⁾

②意見を聴取される権利

「学校親協議会は、一二九条七号、九号、一〇号に基づき、学校長が学校生活に関して一般的に重要性のある措置を行う前に、および教科書の選択をする前に、意見を聴取されねばならない。」（一一〇条三項）とある。²⁵⁾ 共同決定権とは異なり、意見を聴取される権利は、教授および教育のみならず、学校生活全体を対象とする。ここに含まれる事項としては、他の学校および学外施設との協働の原則、学校開放に対する計画の枠組みにおける第三者との協定に関する原則、生徒交流の組織化および国際協力並びに学校間協力に対する協定の原則、修学旅行並びに遠足に関する学内の原則、週五日制に替わる六日制による授業配分、特別行事の実施、学校内での売店の設置や商品の供給に関する規律を含む学外企業の開始に対する学校の規則等（一二九条七号、九号、一〇号）がある。したがって、共同決定の範囲に含まれない、学校組織、学校の建造物および設備に関する問題についても意見を聴取される権利が認められる。意見聴取の相手方は、学校長およびその代理人であり、学校設置者に対しては、直接認められないと解される。しかし、親代表の要望に応じて、学校設置者に対する意見表明も認めることが、学校生活全体に関わる事項に関して有益であるとみなされる。

学校親協議会の意見を聴取される権利は、一九八一年二月三日の親共同決定法の改正により、範囲を拡大され、学校親協議会は、教科書の採用にも意見聴取されねばならないことになった。さらに、学校法への組み入れにより範囲は拡大されたが、学校における、その他の教材の採用にまでは、なお拡大されていない。しかしながら、教科書が、文部大臣の許可を要するのに対して、その他の教材は、その有用性について事前の検定を受けていないため、教員による教育上の自由の濫用を受けやすいことから、意見聴取を行うことが望ましいと思われる。

なお、親協議会が意見を聴取されることが必要であるとみなした措置につき、意見聴取の機会を設けることなくなされた場合、国家の学校監督庁が最終的な決定を下すことになる（一一二条二項）。

③ 発議権

学校親協議会は、同意を必要とする事項および意見を聴取されることが必要であるとされる事項について、学校に対して発議権を有する（一一〇条五項）⁶⁰。すなわち、教授および教育事項については発議を、また学校生活の形成については独自の提案を行うことができる。したがって、この権利は、個々の学校領域に存在する事項および措置に限られることになる。

④ 知る権利

学校長は、学校活動のすべての本質的な事項について、学校親協議会に知らせなければならない（一一〇条五項）ことから、参加権の基礎である知る権利もここで保障されていると解されている。また、この知る権利は、一〇条四項の発議権よりも、広い範囲で認められているとみられる。すなわち、一一〇条四項が、学校の領域に存在する事項にのみ関連づけられているのに対して、一一〇条五項は、学校設置者または学校監督庁によって規定された、学校生活にとって重要な事項に関しても告知するように、学校長に義務づけている。

⑤ 意見表明権

学校親協議会の議長、各代表は、全体会議に参加し、助言的な意見表明をすることができる。また、その他の教員会議にも、学校親協議会に委任された者は、出席できる（一一〇条六項）。ただし、進級、成績評価の会議には出席は認められないが、この種の会議の性質上、妥当であろう。

⑥不服申立権

学校親協議会は、学校長がヘッセン州憲法五六条二項ないし五項および七項二文の原則の解釈に反するような措置を行った場合、それに対して異議を申立てる権利を有する。また学校庁に対して不服申立権を有する（一一〇条七項）。この規定の採用については、一九五八年の親共同決定法の制定の際に、さまざまの議論がなされた。同規定により、学校親協議会に、教員集団に対して、相当程度の統制機能を認めることになりかねないと、理解されたためである。しかし、現在では、何人も、故に、どの親代表も、個々の公務員の、憲法に適合しない行動に対して、行政庁に不服を申立てる権利は制限されていないことから、この規定は、当然のこととされている。

まず、学校親協議会は、学校長に、異議申立てをし、かつ州憲法五六条二項ないし五項および七項二文に反する措置の除去を申請する。その異議申立てが認められない場合には、学校親協議会は、学校庁に不服申立てをするようになる。

(三) 郡または市町親協議会

多くの州において、個々の学校のレベルより上にも、親代表の委員会がある。その際に、重要であるのは、段階的な構造であるということである。すなわち学校レベルの親諮問委員会は、市町村または都市国家親諮問委員会に、議長または代表を派遣する。市町村または都市国家の委員会は、さらに州親議会を選出する。ラインラント・プファルツ州は、州と市町村の中間にある県のレベルにも親諮問委員会がある。

親代表の学校を超えたレベルの機関の任務は、主要な学校政策上の問題、とりわけ、教育計画および教授計画の形成についての協働である。協働は、一般に、提案、要望および要請を申し述べ、それを可能にする意見聴取の形態

で存在する。⁽²⁴⁾

ヘッセン州においては、郡・市町親協議会は、学校親協議会の活動に対して助言し、助成する(一一五条一項)⁽²⁵⁾。ヘッケルは、親の共同決定権は、個々の学校のレベルおよび市町村レベルにおいては、あまり大きな意義はない。学校運営を妨げも前進させもしていない、と指摘する。それは、このレベルにおける制限のためであり、学校自体も制限された権限しか所有していないためである。⁽²⁶⁾

① 共同決定権

郡・市町親協議会(一一四条、一一五条)は、学校親協議会および後述の州親協議会とは異なり、共同決定機能を有していない。その任務は、第一に、学校親協議会の活動の調整にある。

② 意見を聴取される権利

学校設置者が学校の発展計画を策定する場合および実験学校の改革の方向性を決定する場合、郡または市町親協会は、意見を聴取されなければならない。大多数の学校で学校法一一〇条二項(共同決定)に基づいてなされた措置は、意見を聴取されなければならない(一一五条二項)。この規定により、郡または市町親協会は、一一〇条二項に該当するすべての措置について、その措置が郡または市町の多数の学校に同時にかつ直接に関係する場合に、聴聞されることになる。その際に、聴聞は、学校庁によって行われることになる。

学校設置者は、外的学校事項については、聴聞を義務づけられていない。外的学校事項とは、基本的には、一一〇条二項に該当する事項である。

また、郡または市町親協議会に認められた意見を聴取される権利により、学校親協議会は、さらに強い参加権(共同決定権)を侵害されることはない。

③郡または市町親協議会の学校親協議会への報告義務

郡または市町親協議会は、学校親協議会に郡または市町親協議会の活動について、少なくとも年一回、報告しなければならぬ（二一五条三項）。この規定は、学校親協議会の地位が、郡または市町親協議会に対して強化されていることを意味する。この規定により、学校親協議会は、その関与が、ただ郡または市町親協議会の構成員を選出する選挙過程に制限されているのではなく、郡または市町レベルでの親代表の活動について討議し、その活動に対する意見が尊重される権限を有することになる。

(四) 州親協議会

州親協議会は、学校親協議会と同様に、知る権利（二二〇条）、意見を聴取される権利（二一九条）、共同決定権（二一八条）、発議権（二二〇条）を有する。

①共同決定権

学校を越えたレベルでの親の機関の任務は、中央の学校政策の問題、とりわけ教育計画、および教授計画の形成の際の協働である。この協働の形態は一般的に聴聞の形態にあるとされる。すなわち、提案、要望を具申するといふレベルになる。⁽³⁾

しかし、ヘッセン州においては、州親協議会の参加権は、教授および教育領域において、真正の共同決定権を有しており、州親協議会の同意を必要とする。同意が必要な事項は、教育目標及び教育課程に関する一般的規定（一八条一項一号）、基礎学校後の中等段階の学校への入学および学校における選抜並びに教育課程間の移行を規律する一般的規定（二号）、教材選択に関する一般基準並びに一般的学校規則である（三号）。

同条の文言によれば、教授および教育の措置のみであるが、従来の文部大臣は、教授および教育上の措置のみならず、その他の措置にも、共同決定権限の行使を広く容認してきた。しかしながら、教育権者の共同決定権は、立法措置（法律、立法政府の法令、文部大臣の政令）については、ここでもやはり、教育権者の共同決定権は及ばないとされる。

州レベルで、とりわけ重要であるのは教育目標および教育課程の形成の際の共同決定であり、ここでは、教育目標の達成に必要な、すべての教育計画や新しいカリキュラムばかりか、試験の規則の外面的形成に有益な部分にも共同決定権が及んでいる。ゆえに、教授および教育と直接に関係しない事項に関しても、共同決定の対象となる。

また、州親協議会の共同決定は、教材選択については一般の方針にのみ適用される（一一八条三号）。また、授業料等の無償および奨学金に関する法律に関連する行政規則にも同意を必要とするが、それに対して、個々の学校形態、学校レベルにおける個々の教科書の採用は、州親協議会の共同決定を受けない。

一般的学校規則は、それが教授制度に関するかぎり、州親協議会の共同決定を受けることになる。それは、同意されることにより効力が発生することになる。また、直接に教授および教育領域に関しない事項にも、慣行として同意がなされることになっている。

同意義務のある措置に関する参加手続は、以下の通りである。州親協議会は、文部大臣と同意に至ることを目標として、討議する。州親協議会は、一〇週間以内に、同意義務のある措置に関して決定しなければならず、この期間内に決定が提出されなかった場合は、同意がなされたものと見なされる（一一八条二項）。州親協議会が同意を拒否する場合には、文書で拒否理由を述べなければならぬ。そして、文部大臣がこの提案を維持するならば、一〇週間以内で、再度協議し決定をする。この場合も、一〇週間以内に決定がなされなければ、同意がなされたものと

見なされる。再協議においてもなお同意を拒否する場合は、文部大臣が最終的な決定をすることになる。州親協議会における構成員の三分の二以上の多数により拒否された場合は、文部大臣は、州政府の同意により、再度決定をすることができる（一一八条二項）。

この規定は、議会に対する大臣の責任を考慮して、最終決定権限を大臣に留保するものと解される。しかし、再度の協議において、親代表の三分の二以上が拒否をした場合には、文部大臣は、この再度の決定の際には、州政府の同意に拘束されることになる。⁴⁰

②意見を聴取される権利

学校法一一九条により、州親協議会は意見を聴取される権利を有する。州親協議会は、学校制度の領域における法規命令について意見聴取されなければならない（一一九条一項）。一一九条により認められている意見を聴取される権利の適用範囲は、非常に包括的である。それは、外的学校事項のみならず、教授制度のすべての重要な措置をも対象とする。一一九条一項における「学校の土地、建造物の規模並びに形態および教材、図書の学校への整備に関する基準の作成の際して、およびその他の重要な教授制度の措置を講ずるにあたり」の中の「その他の重要な教授制度の措置」という文言は、学校生活に重要な文部大臣のすべての措置と解されなければならない。関連するのは、教授および教育の事項だけではないからである。例えば、この中には、休暇規定の作成、学校における募金等に関する告示なども含まれると解されている。

意見聴取を必要とする措置の場合、意見聴取が行われずに措置がなされれば、意見聴取しなくてはならない（一一九条二項）。

③知る権利

文部大臣は、教授制度の形成にとって一般的に重要である事項に関して、州親協議会に、情報を提供する（一二〇条一項）。

この規定により、州親協議会は広範な情報権を有することになる。しかし、一一九条に規定される意見聴取されるべき事項が問題となっていないならば、文部大臣は、情報提供を義務づけられてはいない。

④発議権

州親協議会は、教授制度の形成についての措置に関する提案権を有する（一二〇条二項）。

この発議権を州親協議会が行使するならば、文部大臣は、その提案を審査する義務を負うが、しかし、それを考慮することは義務づけられていない。

注

- (1) Harald Achilles, *Mitarbeit von Eltern und anderen Personen in Unterricht und Schule*, RdJB 1998, S.347. Vgl. Zinn / Stein, *Die Verfassung des Landes Hessen*, Bad Homburg v.d.H 1954, Art.56.
- (2) Erwin Stein, *Elternrecht*, Heidelberg, 1958, S.15.
- (3) Lutz Dietze, *Elternrecht als Bestimmungsrecht und Anspruchsgrundlage der schulischen umfassenden Allgemeinbildung ihrer Kinder?*, NJW 1982, S.1359.
- (4) Achilles, aa.O.(Nr.1), S.347.
- (5) Ebenda.

学校教育における親の教育権 (三) (藤枝)

- (6) Ebenda.
- (7) Ebenda.
- (8) Stein, aa.O.(Nr.2), S.15.
- (9) その場合のシユタインの公式化は、曖昧である。シユタインによると、教授制度について、「学校及び教員の教授活動及び教育上の活動としての教授とは異なる、学校制度及び教育制度の領域に關する行政作用」としてゐる。Stein, aa.O.(Nr.2), S.15.
- (10) 憲法の起草會議において、この問題について、活発な議論がなされたが、結局は、教育権者の権利は、学校への (auf) 権利ではなく、学校における (in) 権利とされ、共同決定権が採用された。Vgl. Dietze, aa.O.(Nr.3), S.1359.
- (11) Stein, aa.O.(Nr.2), S.15.
- (12) Stein, aa.O.(Nr.2), S.16.
- (13) OVG Münster vom 17.10.1955 in DÖV 1956, S.625.
- (14) Stein, aa.O.(Nr.2), S.16.
- (15) Ebenda.
- (16) Stein, aa.O.(Nr.2), S.15.
- (17) Stein, aa.O.(Nr.2), S.15 ff.
- (18) BVerfGE 47, 46.この判決は、従来、親の教育権の領域にあった「人格的教育に授業が関与する余地を初めて認めた」とされる。西原博史「学校における性教育の許容性と親・子どもの基本権」ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例』（信山社、一九九六年）一九六頁参照。
- (19) 親共同決定法においては、州親協議会の申請に基づき、行政裁判所が決定する（共同決定法四条二項）と規定されていた。この点において、親協議会内での自己決定が強化されたといえよう。

- (20) 親共同決定法九条二項においては、学校の総則的規定の範囲内での学校規則の作成、一般的教授方針とは異なる場合の試験的な学校の教授計画の作成、法律および管理規則によって同意が定められている措置については同意が必要とされると規定されている。
- (21) しかし、この可能性は、行使されていない。
- (22) 例えば、州政府によって、法律により、必須の促進課程学年の設立がなされた場合、親代表の共同決定権は、立法の措置に及ばないので、共同決定は行われない。しかし、しかるべき時に、知らされること、聴聞されることについては、異論はない。それに対して、自発的な促進課程学年の設置の場合には、学校設置者の組織化行為であるが、この措置は、親代表の共同決定を受ける。
- (23) 親共同決定法一〇条二項では、「学校長」が、「教員会議と協議し」た上で監督庁に決定を申立てることができると規定していた。
- (24) Raimund Wimmer, *Das pädagogische Elternrecht Verfassungsrechtliche Mindestforderungen an die Komturen einer Landsgebet*, DVBl 1967, S.815.
- (25) 親共同決定法九条三項では、学級運営および遠足日に関する学校内部の原則、学校規則の作成、教科書の選択並びに一般的意味での学校生活に対する措置とされていた。
- (26) なお、親共同決定法一二条二項には、「学校長が、同意を必要とする事項の発議を拒否した場合には、学校親協議会は、学校監督庁に対して決定を申請できる。」という規定があったが、学校法に組み入れられた際に、この条項は削除されている。
- (27) Hans Heckel/Hermann Avenarius, *Schulrechtshandbuch* 7. Auflage, Darmstadt, 2000, S.150.
- (28) Ebenda.
- (29) 親共同決定法の旧二〇条によれば、郡・市町親協議会は、参加権は、有していなかったとされる。郡または市町において、学

校をその支配下に置く学校監督庁は存在せず、さらに教授及び教育の領域における措置および決定は、ヘッセン州全域であれば文部大臣が、個々の学校に関することであれば個々の学校が行っていたことによる。郡または市町によって、この種の決定はなされなかった。学校監督の統一がなされた後も、立法者は、郡または市町親協議会に、より広い権限を付与することを定めなかった。そのため、郡または市町親協議会は、単に助言機能のみ有しており、学校監督庁および学校設置者は、郡または市町親協議会が聴聞によって参加できるようにすることを義務づけられていなかった。意見の聴取は、むしろ、慣習として成立していた。

(30) Hans Heckel, *Schulrecht und Schulpolitik*, Rhein und Berlin, 1967, S.191.

(31) Vgl. Hans Heckel / Hermann Avenarius, *Schulrechtskunde* 6. Auflage, Darmstadt, S.72ff.

(32) 試験の場所・期日、試験委員会の構成、記録の作成などが、ここには含まれる。

(33) 親共同決定法二四条三項には、「文部大臣は、(拒否のあった場合)さらに一〇週間の期間を設定することができる」と規定されていたが、この規定は、州議会および親代表の批判を受けた。特に批判を受けたのは、文部大臣の包括的で複雑な大綱的方针の草案を共同決定する場合で、協議をする親代表が、教育の専門家ではないことから、専門知識のある者の助言に頼らざるをえず、長い準備期間、討議期間および決定期間を必要とするためである。この規定は、学校法への組み入れに際して、削除された。